

総理府令第三百三十三号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項、第三十三条本文（同法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。）及び第四十九条の四第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則を次のように定める。

平成十二年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則
目次

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 委託者指図型投資信託

第一節 総則（第九条）

第二節 貸借対照表（第十条 第四十四条）

第三節 損益及び剰余金計算書（第四十五条 第五十五条）

第四節 附属明細表（第五十六条・第五十七条）

第五節 運用報告書（第五十八条・第五十九条）

第六節 外貨建資産等の会計処理（第六十条・第六十一条）

第三章 委託者非指図型投資信託（第六十二条）

第四章 外国投資信託（第六十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）に基づく投資信託財産（法第十四条第一項若しくは法第四十九条の三又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第 号。以下「令」という。）第五十三条の規定により読み替えられた法第三十三条本文に規定する投資信託

財産をいう。以下この章において同じ。）の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表の記載方法は、この府令の定めるところによるほか、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十三年大蔵省令第五十九号）又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとし、運用報告書の記載方法は、この府令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この府令において、「委託者指図型投資信託」、「特定資産」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第二条に規定する委託者指図型投資信託、特定資産、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資

信託委託業者、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。

(原則)

第三条 貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書は、投資信託財産及びその損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

2 附属明細表は、投資信託財産及びその損益の状態並びに当該投資信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

3 運用報告書は、投資信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。
い。

(会計方針の注記等)

第四条 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の処理の方法、外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算の基準、収益及び費用の計算その他の重要な貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。ただし、その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2 貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨、その理由又は変更による増減額の記載を要しない。

3 前項の規定は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の記載方法を変更したときに準用する。

(重要な後発事象の注記)

第五条 投資信託財産の計算期間の終了後、投資信託財産及びその損益の状態に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(注記の記載方法)

第六条 貸借対照表又は損益及び剰余金計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

2 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

(注記の追加)

第七条 この府令に定めるもののほか、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書により投資信託財産及びその損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。

(金額の表示の単位)

第八条 貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表に記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示することができる。

第二章 委託者指図型投資信託

第一節 総則

(計算期間の特例)

第九条 法第二十五条第二項に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が投資信託財産(法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。)設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合

二 計算期間の初日から一年を経過した日(次号及び第四号において「応当日」という。)が日曜日、土

曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合

- 三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合
- 四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

第二節 貸借対照表

（区分）

第十条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならぬ。

（資産の部）

第十一条 資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に区分しなければならぬ。

2 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、金銭債権、有価証券、建物その他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十二条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で計算期間の末日後一年内に弁済を受けられないことが明らかかなものは、投資等の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十三条 預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が計算期間の末日後一年内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の履行期が一年以上のもの又は一年以上となると認められたものは、投資等の部に記載することができる。

(取立不能の見込額)

第十四条 前二条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。た

だし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。

3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(短期保有の有価証券)

第十五条 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び計算期間の末日後一年内に満期の到来する有価証券は、流動資産の部に記載しなければならない。

(買取受益権)

第十六条 投資信託財産において法第三十条の二の規定による受益証券の買取りを行った場合における当該受益証券をもつて表示される当該投資信託財産の受益権は、流動資産の部に特別の科目を設けて記載しなければならない。

(前払費用)

第十七条 費用の前払で計算期間の末日後一年内に費用となるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年内に費用とならないものとして支出されたものは、投資等の部に記載することが

できる。

(繰延税金資産)

第十八条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならぬ。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(時価が著しく低い場合の注記)

第十九条 重要な流動資産(第十五条に規定する有価証券を除く。)につきその時価が取得価額より著しく低い場合において、取得価額を付したときは、その旨を注記しなければならない。

(有形固定資産の償却)

第二十条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、減価償却累計額を注記しなければならない。

3 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(無形固定資産の償却)

第二十一条 無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(償却年数等の変更の注記)

第二十二条 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨を注記しなければならない。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(所有権が留保された固定資産)

第二十三条 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載するときは、この限りでない。

(長期前払費用)

第二十四条 第十七条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期繰延税金資産)

第二十五条 第十八条の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期金銭債権)

第二十六条 第十二条及び第十三条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければならない。

2 第十四条の規定は、前項の金銭債権に準用する。

(長期保有の有価証券)

第二十七条 第十五条に規定する有価証券以外の有価証券は、投資等の部に記載しなければならない。

2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分に準用する。

(繰延資産)

第二十八条 信託の設定又は受益証券の発行のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、信託設定後五年内に計算期間の末日ごとに均等の額を償却しなければならない。

2 前項に規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(担保に供されている資産)

第二十九条 資産が担保に供されているときは、その旨及び担保権の明細を注記しなければならない。

(負債の部)

第三十条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない。

2 前項の各部は、営業未払金、未払費用、借入金その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未払金等)

第三十一条 営業未払金その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。
い。

(借入金等)

第三十二条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が計算期間の末日後一年内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。

(受託会社に対する金銭債務)

第三十三条 受託会社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ごとに注記することを妨げない。

(繰延税金負債)

第三十四条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(長期金銭債務)

第三十五条 第三十一条及び第三十二条の金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載しなければならない。

2 第三十三条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(長期繰延税金負債)

第三十六条 第三十四条の規定により流動負債の部に記載された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しなければならない。

(重要な係争事件に係る損害賠償義務等)

第三十七条 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡^そ求義務その他これらに準ずる債務(受託会社が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含む。)は、注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法)

第三十八条 第十八条の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と第三十四条の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第二十五条の規定により投資等の部に記載すべき繰延税金資産と第三十六条の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

(純資産の部)

第三十九条 純資産の部は、元本及び剰余金の各部に区分しなければならない。

2 純資産の欠損がある場合には、剰余金の部を欠損金の部としなければならない。

3 資産につき時価を付すものとした場合には、その資産の評価差額金（当期利益又は当期損失として計上したものを除く。）は、第一項の規定にかかわらず、純資産の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならぬ。

4 計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額は、注記しなければならない。

（元本の部）

第四十条 元本の部には、元本及び収益の分配において元本を充当する場合は元本取崩額を記載しなければならない。

（剰余金の部又は欠損金の部）

第四十一条 剰余金の部又は欠損金の部には、任意積立金及び期末剰余金又は期末欠損金を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 期末剰余金又は期末欠損金については、当期利益又は当期損失を付記しなければならない。

（買取受益権に関する注記）

第四十二条 第十六条に規定する受益権の処分の方法及び当該処分の状況は、注記しなければならない。

(未払費用等に関する注記)

第四十三条 未払費用又は前払費用のうち、投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用、信託報酬又は運用に係る業務を委託した場合はその費用に係る金額は、当該費用の性質を示す適当な名称を付して注記しなければならない。

(その他の注記)

第四十四条 元本の追加信託をすることができない委託者指図型投資信託については、当該投資信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率(期末元本額の設定元本額に対する割合をいう。)を注記しなければならない。

2 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託(別紙様式第二号(記載上の注意)第九項において「追加型委託者指図型投資信託」という。)については、当該投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額(計算期間中において元本の追加信託が行われる場合における元本額をいう。次項において同じ。)及び期中一部解約元本額(計算期間中において委託者指図型投資信託の一部の解約(以下こ

の章において「一部解約」という。）が行われる場合における元本額をいう。次項において同じ。）を注記しなければならない。

3 親投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第 号。以下「規則」という。）第六条第二号ロに規定する親投資信託をいう。以下この章において同じ。）については、当該投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額を注記しなければならない。

4 親投資信託については、期末元本の内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額を記載しなければならない。

第三節 損益及び剰余金計算書

（区分）

第四十五条 損益及び剰余金計算書には、経常損益の部及び特別損益の部を設け、経常損益の部は、営業損益の部及び営業外損益の部に区分しなければならない。

（経常損益の部）

第四十六条 営業損益の部及び営業外損益の部は、受取利息、不動産賃貸事業収入、受託者報酬、委託者報酬その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業損益)

第四十七条 資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。

2 営業収益と営業費用との差額は、営業利益又は営業損失として記載しなければならない。

(受託会社との取引高)

第四十八条 受託会社との取引による取引高の総額は、営業取引によるものとそれ以外のものを区分して、注記しなければならない。

(経常損益)

第四十九条 第四十七条第二項の営業利益又は営業損失の額に、営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額は、経常利益又は経常損失として記載しなければならない。

(特別損益の部)

第五十条 特別損益の部には、前期損益修正損益その他の異常な利益又は損失についてその内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。

(当期損益)

第五十一条 第四十九条の經常利益又は經常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は税引前当期損失として記載しなければならない。

2 税引前当期利益又は税引前当期損失に加減すべき次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益又は税引前当期損失の次に記載しなければならない。

一 法人税その他の税の額

二 法人税等調整額

3 税引前当期利益又は税引前当期損失の額に、前項各号に掲げる額を加減した額は、当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

(剰余金等の計算)

第五十二条 投資信託委託業者は、次に掲げる科目に従って、剰余金の増減及び収益の分配の内容を明らか

にしなければならない。

一 当期利益又は当期損失

二 期首剰余金又は期首欠損金

三 剰余金増加額又は欠損金減少額

四 剰余金減少額又は欠損金増加額

五 分配金

六 期末剰余金又は期末欠損金

2 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができる旨投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に記載のある委託者指図型投資信託にあつては、一部解約に伴う当期利益の分配額は前項第一号の当期利益又は当期損失から当該金額を減算する形式により、一部解約に伴う当期損失の分配額は同号の当期利益又は当期損失から当該金額を加算する形式により、記載しなければならない。

（剰余金増加額又は欠損金減少額の区分表示）

第五十三条 前条第一項第三号の剰余金増加額又は欠損金減少額は、次に掲げる科目その他その発生原因を示す名称を付した科目に細分して記載しなければならない。

一 当期一部解約に伴う剰余金増加額

二 当期追加信託に伴う剰余金増加額

三 任意積立金取崩額

四 元本取崩額

2 第四十一条第一項の任意積立金を取り崩して当該計算期間の収益の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第三号に掲げる科目をもって記載しなければならない。

3 元本を取り崩して当該計算期間の収益の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、第一項第四号に掲げる科目をもって記載しなければならない。

(剰余金減少額又は欠損金増加額の区分表示)

第五十四条 第五十二条第一項第四号の剰余金減少額又は欠損金増加額は、次に掲げる科目その他その発生原因を示す名称を付した科目に細分して記載しなければならない。

- 一 当期一部解約に伴う剰余金減少額
- 二 当期追加信託に伴う剰余金減少額
- 三 任意積立金繰入額
- 四 元本繰入額

2 前項第三号の任意積立金繰入額は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

3 第五十二条の規定による計算により、第四十条の元本取崩額を減算する場合には、当該減算額は第一項第四号に掲げる科目をもって記載しなければならない。

(損益及び剰余金計算書の注記)

第五十五条 損益及び剰余金計算書の記載に当たっては、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合には、当該委託に要する費用
- 二 不動産売買損益及び不動産賃貸事業損益の内訳
- 三 投資信託約款で定められた収益の分配の方針に従い当該計算期間の分配金の額を計算した過程

第四節 附属明細表

(附属明細表の記載事項)

第五十六条 附属明細表には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。

第五十七条 投資信託委託業者は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券明細表
- 二 規則第二十七条第四項に規定する有価証券先物取引等（同項第一号、第十九号及び第二十号に掲げる取引を除く。）の契約額等及び時価の状況表
- 三 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
- 四 不動産等明細表
- 五 その他特定資産の明細表
- 六 借入金明細表

2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第八項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。第六十一条第三項の場合においても同様とする。

第五節 運用報告書

（運用報告書の記載事項等）

第五十八条 法第三十三条本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該投資信託財産の計算期間における資産の運用の経過
- 二 運用状況の推移
- 三 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日（第五号イにおいて「前期末」という。）、当該投資信託財産の計算期間の末日（以下この項及び第五項において「当期末」という。）現在における株式数及び当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

- 四 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額
- 五 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。以下この項において同じ。）、「親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、次に掲げる事項
- イ 前期末及び当期末現在における単位数又は口数
- ロ 当期末現在における時価総額
- ハ 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託の設定及び解約の総単位数及び総額
- ニ 当該投資信託財産の計算期間中における親投資信託の設定及び解約の総単位数及び総額
- ホ 投資法人の投資口の売買総数及び売買総額
- 六 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額
- 七 有価証券先物取引（証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）、「外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国

市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第十七項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

八 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨）

二 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

九 令第三条第十一号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

十 令第三条第十二号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

十一 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引等に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

十二 令第三条第十四号に規定する金融デリバティブ取引に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

十三 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十四 特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容

十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号まで

に掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株引受権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）

十六 法第十六条の二第一項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要

十七 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態

十八 当該投資信託財産の計算期間中における法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

十九 投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託

財産の計算期間中における証券会社である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託

業者に支払われた売買委託手数料の総額

二十 投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。次号において同じ。）を含む。）である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額

二十一 投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託委託業者の計算期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社等を含む。）である投資信託委託業者との間の取引の状況

二十二 当該投資信託財産に係る信託契約期間が終了した場合には、別紙様式第二号により作成した投資

信託財産運用総括表

二十三 その他当該投資信託財産の計算期間中における投資信託財産の運用状況を明らかにするために必要な事項

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて記載するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を記載することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況につ

いては第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

7 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて記載すべき場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

8 受益証券の取得の申込みの勧誘を適格機関投資家私募の方法により行い、かつ、その投資信託約款において受益者に運用報告書を交付しない旨を定めた投資信託財産については、前各項の規定は適用しない。

9 投資信託委託業者は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

10 投資信託委託業者は、投資信託財産の運用報告書を作成した場合には、当該運用報告書を、遅滞なく、

金融庁長官に提出しなければならない。

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第三十三条本文に規定する総理府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 その計算期間が六月未満の投資信託財産(次号に該当するものを除く。) 六月

二 その計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、当該投資信託財産に係る投資信託約款に次に掲げる事項が記載されている公社債投資信託(規則第六条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。)

一年

イ 規則第六条第二号イに掲げる有価証券以外の資産への投資としての運用が、預金、手形、指定金銭信託及びコールローンに限られていること。

ロ 当該投資信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン(以下この号において「有価証券等」という。)は、償還又は満期までの期間(以下この号において「残存期間」という。)が一年を超えないものであつて、一以上の指定格付機関(企業内容等の開示に関

する総理府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。

以下この号において同じ。）から同令第九条の四第四項ホに規定する特定格付（以下この号において「特定格付」という。）のうち、第三位以上の特定格付が付与された長期有価証券（発行から償還までの期間が一年以上の有価証券をいう。以下この号において同じ。）若しくは特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された短期有価証券（発行から償還までの期間が一年未満の有価証券をいう。以下この号において同じ。）又はこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるものであること。

八 当該投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除した期間をいう。）が九十日を超えないこと。

二 当該投資信託財産の総額のうち、一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等（国債、政府保証債及び返済までの期間（貸付けを行う当該委託者指図型投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（ホ及びトにおいて「特定コールローン」という。）を除

く。）であつて、二以上の指定格付機関から特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された長期有価証券及び特定格付のうち第一位の特定格付が付与された短期有価証券並びにこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるもの（ホにおいて「適格有価証券等」という。）の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ホ 投資信託財産の総額のうち有価証券等（国債、政府保証債、特定コールローン及び適格有価証券等を除く。以下この号において同じ。）の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

へ 投資信託財産の総額のうち一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の一以下であること。

ト 投資信託財産の総額のうち一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

2 前項の場合における前条の適用については、「計算期間」とあるのは「作成期間」と、「当期末」とあるのは「当該作成期間の末日」とする。

第六節 外貨建資産等の会計処理

(外貨建資産等の会計処理)

第六十条 外貨建資産等（外国通貨をもつて表示される資産、負債、外貨基金、収益及び費用をいう。以下この節及び次章において同じ。）は、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等（本邦通貨をもつて表示される資産、負債、元本、収益及び費用をいう。以下この節及び次章において同じ。）と区分して整理することができる。

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもつて表示される有価証券をいう。以下同じ。）が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもつて表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

3 第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、邦貨建資産等をもつて外貨建資産等を取得するときは、外貨建資産等の区分にあつては外貨基金勘定の勘定科目を設けて整理し、邦貨建資産等の区分にあつては外国投資勘定の勘定科目を設けて整理するものとする。

(外貨の売買)

第六十一条 前条第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、本邦通貨をもつて外国通貨を取得したときは、当該本邦通貨の金額は当該取得に係る為替手数料等（外国為替取引に係る手数料、租税公課その他の外国為替取引に係る費用をいう。次項において同じ。）を含めて外国投資勘定に繰り入れるものとし、取得した外国通貨の金額は外貨基金勘定に繰り入れるものとする。

2 前条第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外国通貨を売却したときは、外貨建資産等の外貨基金勘定において控除する金額は、売却した外国通貨の金額（当該売却に係る為替手数料等を含む。以下この項及び次項において同じ。）を受渡日の前日の外貨建資産等の資産総額から負債総額を控除した金額で除した商に受渡日の前日の外貨基金勘定残高を乗じて得た額とし、外貨建資産等の各損益勘定において控除する金額は、売却した外国通貨の金額から当該外貨基金勘定において控除する金額を減じた額とする。

3 前項の場合において、邦貨建資産等の外国投資勘定において控除する金額は、前項の外貨基金勘定において控除する金額を受渡日の前日の外貨基金勘定残高で除した商に受渡日の前日の外国投資勘定残高を乗

じて得た金額とし、邦貨建資産等の各損益勘定に繰り入れる金額は、外貨建資産等の各損益勘定において控除する金額を、前項の外国通貨の売却時における外国為替相場又は当該売却時における外国為替相場として為替予約取引の契約時において定めた外国為替相場で本邦通貨に換算して得た金額とし、その他外貨費用又はその他外貨収益として計上する金額は、前項の売却した外国通貨の金額をもって取得した本邦通貨の金額から外国投資勘定において控除する金額及び各損益勘定に繰り入れる金額を減じた額とする。

第三章 委託者非指図型投資信託

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第四十四条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。）以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前

二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条各号列記以外の部分	第二十五条第二項	第四十九条の四第三項	
第九条第一号	第十四条第一項	第四十九条の三	
第十六条	法第三十条の二	法第四十九条の十一において準用する法第三十条の二	
第四十四条第一項	元本の追加信託をすることができない委託者指図型投資信託	合同して運用する信託の元本の総額を増加できない委託者非指図型投資信託	
第四十四条第二項	元本の追加信託をすることができない委託者指図型投資信託	合同して運用する信託の元本の総額を増加できる委託者非指図型投	

	「追加型委託者指図型投資信託」	資信託
第四十四条第三項	元本の追加信託が行われる	合同して運用する信託の元本の総額の増加が行われる
第四十六条	第六条第二号ロ 、委託者報酬その他	第八十条第二項 その他
第五十二条第二項	第二十五条第一項	第四十九条の四第一項
第五十三条第一項第二号	追加信託	合同運用信託の元本総額の増加
第五十四条第一項第二号	追加信託	合同運用信託の元本総額の増加
第五十五条第一号	運用の指図	運用
第五十八条第一項各号列記以外の部分	法第三十三条本文	法第四十九条の十一において準用する法第三十三条本文

第五十八条第一項第十六号	法第十六条の二第一項	法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第一項
第五十八条第一項第十八号	第十五条第二項第一号	第四十九条の九第二項第一号
第五十八条第九項	第四条	第四十九条の二第一項
第五十九条第一項各号列記以外の部分	法第三十三条本文	法第四十九条の十一において準用する法第三十三条本文
第五十九条第一項第一号	投資信託財産（次号に該当するものを除く。）	投資信託財産

第四章 外国投資信託

（外国投資信託の運用報告書の記載事項等）

第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十三条本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産

（令第五十三条の規定により読み替えられた法第三十三条本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過
- 二 運用状況の推移
- 三 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日（次号において「当期末」という。）における貸借対照表及び当該計算期間中の損益及び剰余金計算書
- 四 当期末における純資産額計算書
- 五 投資の対象とする有価証券の主な銘柄
- 六 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類
- 七 投資の対象とする金銭債権の主な種類
- 八 投資の対象とする手形の主な種類
- 九 投資の対象とする令第三条第十三号から第十七号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産の主な種類
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の記載事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の

定めのない場合においては、第五十八条第一項に掲げる記載事項に準ずる事項)

2 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の終了後及び信託の契約期間の終了後、遅滞なく、当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

3 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用報告書を作成した場合には、当該運用報告書を、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。次条本文及び附則第四条本文において「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月二十日)から施行する。

(証券投資信託に関する経過措置)

第二条 この府令の施行の日前に計算期間が開始した証券投資信託(改正法附則第四条の規定により証券投

資信託とみなされる改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（附則第四条において「旧投信法」という。）第二条第一項に規定する証券投資信託であつてこの府令の施行の際現に存するものをいう。以下この条及び附則第四条において同じ。）に係る投資信託財産（法第十四条第一項又は法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この条及び次条において同じ。）の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、この府令の施行後も、なお従前の例による。ただし、この府令の施行後に計算期間の末日が到来する証券投資信託に係る投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、この府令の規定を適用することができる。

第三条 この府令の施行後に計算期間が開始し、平成十二年三月三十一日までに計算期間の末日が到来する証券投資信託に係る投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、なお従前の例によることができる。

（証券投資信託に類する外国投資信託に関する経過措置）

第四条 この府令の施行の日前に計算期間が開始した証券投資信託に類する外国投資信託（改正法附則第六

条の規定により外国投資信託とみなされる旧投信法第二条第十九項に規定する外国投資信託であつてこの府令の施行の際現に存するものをいう。)に係る投資信託財産(令第五十二条の規定により読み替えられた法第三十三条本文の投資信託財産をいう。以下この条及び次条において同じ。)の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、この府令の施行後も、なお従前の例による。ただし、この府令の施行後に計算期間の末日が到来する外国投資信託に係る投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、この府令の規定を適用することができる。

第五条 この府令の施行後に計算期間が開始し、平成十二年三月三十一日までに計算期間の末日が到来する外国投資信託に係る投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、なお従前の例によることができる。